

徳島県仏教会 県仏だより

発行日 平成27年9月1日
 発行者 岡部 義典
 発行所
 一般社団法人 徳島県仏教会
 〒770-0908
 徳島市眉山町大滝山7
 常慶院（事務局）
 TEL088-653-1030
 FAX088-624-2220

第5号

など展示物の整理と確認。寄付者名簿との照合と充実。②「パゴダ」内の整備。来場者が来て善かったと思っただけの中味の創設。③将来的には、日曜・祝日だけでなく常時開館できるように取組の創設。

Ⅱ、戦没者慰霊行事については、三月二十一日の慰霊法要、八月十五日奉納阿波踊り、九月二十六日の戦没者過去帳慰霊法要の取り組みを全会員（関係諸団体を含む）

ごあいさつ



一般社団法人 徳島県仏教会
 代表理事・理事長 岡部 義典

の戦没者過去帳慰霊法要の取り組みを全会員（関係諸団体を含む）に周知、参加を勧めてまいります。

なお、平成二十七年・二十八年は、眉山山頂の整備事業（徳島市）が行われることになっていきます。このため会所として毎年使用してきました山頂の食堂が使用できません。詳しくは再度お知らせいたします。

この度の総会で理事および監事が選任され、理事会におきまして代表理事・理事長に再任されました。二期目を迎えるにあたって、次の四点を重要課題として取組を進めてまいりたいと思います。

Ⅰ、徳島県仏教会が管理運営をしている「平和の塔・パゴダ」の戦没者慰霊行事と内容充実に努めます。

まずは、「平和の塔・パゴダ」を知っていただくため、全会員寺院に掲示用「ポスター」を配付し、檀信徒等に広めて頂くこと。および「パゴダ」の内容充実に努めてまいります。具体的には、①遺品



Ⅲ、県仏教会の各委員会活動の活性化。各単位仏教会にも委員会の組織化をお願いしてまいります。

Ⅳ、広報活動の充実。
 以上の課題に積極的に取り組んでまいりますので、今後ともご協力ご支援をお願いいたします。

県仏教会の運営には、会員各位の積極的な関与が不可欠です。今後ともよろしくお願いいたします。

〈写真〉

眉山パゴダ前での奉納阿波踊り
 平成二十七年八月十五日

各単位仏教会だより

徳島市仏教会のご紹介

現在、徳島市仏教会（会長…万福寺福島誠浄住職）は、徳島市内の寺院を中心に九十一ヶ寺で構成されております。宗派も真言宗、日蓮宗、浄土宗、浄土真宗、臨済宗、法華宗、黄檗宗と様々な宗派の寺院で構成されております。

当会は仏教精神を基調とし、寺院相互の緊密なる連携のもとに団結と協力を図り、仏教教化を推進し、市民の福祉に寄与することを目的としています。

当会では年に大きな行事が二つあります。

四月七日に行う「花まつり稚児練供養」と、八月十六日に行う「精霊供養とうろう流し」です。

花祭りは四月八日の前日に、寺町の善学寺に於いて法要と稚児練り供養を行います。小さい子は一歳くらいから、大きな子は十歳くらいまでの子供に毎年四十名前後参加いただいております。

行事内容としては昔は子供向けに法話を行っていましたが、今は演奏会を行ったり、紙芝居のスクリーン上映をしております。その後、代表者による献花、献茶、法要と続き稚児行列へと進みます。

可愛らしい稚児衣装に身を包み、子供たち全員で張子の白い象を引きながら、新町アーケード街を練り歩きます。



す。地域のご協力をいただきながら毎年和やかな雰囲気で行うことができ、保護者の方々にも喜んでいただいております。

灯ろう流しは、藍場浜公園と川内町の鈴江鶴島親水公園の二か所で行っています。藍場浜公園東側に本部席を設置し、その前に祭壇を設け、法要を行った後に両岸で流しています。また灯ろう供養と同時に初盆の提灯を回収し供養の後、業者に処分を委託しております。以前はお盆で使用されたお供え物や回り灯籠なども引き取っていましたが、増大する一方の処分量に対応できなくなり、十年ほど前からは初盆提灯のみ引き取っております。また灯ろうの回収に於きましては、地元の漁協に協力をいただき回収作業を行っており、河川環境を悪くすることなく行事ができております。

阿波踊りの喧騒が静まる八月十六日の夜、五千灯ほどの灯ろうが新町川を彩る様は大変幻想的で美しく、徳島市の夏の風物詩としても親しまれております。

川内地区は安全面、灯ろうの回収を考えて吉野川から現在の鈴江鶴島親水公園に場所を変更し、小さな水路を使用して流しています。川内地区寺院の檀信徒には大変便利になり、灯ろうの回収率も百パーセントとなりました。その他としましては、毎年オリジナルの教化ポスターの作成、教師活動への援助、仏教図書への寄贈などの活動をしています。

徳島市仏教会は恒例行事を発展させながら、宗派に関係なく会員寺院の相互の親睦を図り仏教教化に繋げていきたいと考えております。



寺院が知っておきたい法律知識

少子高齢化や人口の流動化に伴い、宗教法人をとりまく環境は大きく変化し、従来の寺院運営が曲がり角に来ていることは、周知の事実です。経営的な発想を起こし、私たちはこれからも宗教法人を守っていかねばなりません。そのためには、宗教法人の世俗的事項「俗」の部分に関する知識と実践が不可欠です。今までは馴染まなかった事項かもしれませんが、これにより寺院の正確な現状分析や、将来に向けた寺院運営に、計画を立てることが容易になるでしょう。近年の税務調査の権限強化や情報開示の要請など、宗教法人に対する世間からの目は厳しくなっています。次号以降も連載してまいりますので、住職はもちろん、住職候補者や寺族の方々とも一緒に宗教法人法を理解し、寺院運営に役立てていただければ幸いです。



●宗教法人運営のための法律入門①

法人の分類

図①は法人の分類を表しています。私法人とは、個人の自由な意思に基づいて私的な目的を持って作られ、民法など私的な活動に関する私法に基づいて作られた法人のことで、

宗教法人は非営利法人の非営利「公益法人」に属します。非営利法人ですから営利を目的としません。余剰金が出ても、これを関係者に配分することを禁じております。かりに、今年100万円の余剰金が出たから、100軒の信者に1万円ずつ配るということはできません。また、非営利「公益法人」ですから、不特定多数の人の利益のために事業をする法人です。日頃から宗教法人に出入りする方々の利益のためだけであってはなりません。他宗派の方や、宗教を信じない方にも目を向けなければなりません。

図①

公法人	国・地方公共団体(都道府県・市町村)・土地開業区など		
私法人	営利法人	株式会社・有限会社など	
	非営利法人	非営利公益法人	中間法人・労働組合・協同組合など
		非営利公益法人	社団・財団・学校法人・宗教法人など

宗教法人の特色

日本国憲法は第二十条一項において、信教の自由を保障しています。この信教の自由の規定が、他の法人と違った宗教法人の特色の源泉となっています。

「信教の自由」とは

- ・どのような宗教を信じていても自由であること
- ・どのような宗教を公表しても自由であること
- ・どのような宗教を宣伝しても自由であること
- ・どのような宗教行為をしても自由であること

信教の自由は、内心の自由や表現の自由などの自由権の中核をなすと言われております。これに基づいて宗教法人は図②のような特色を持っています。

図②

宗教法人の特色
社団と財団の双方の性格を持ち合わせている
認証制度を採用している
包括宗教法人と単位宗教法人の2種類が存在する

次号では、包括宗教法人と単位宗教法人を含めた宗教団体について触れたいと思います。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修



パゴダ広報ポスターが完成しましたので、単位仏教会を通じて各寺院宛に2部ずつお届けします。
どうぞ広報にご協力ください。



平成二十七年通常総会

平成二十七年通常総会が、五月二十七日徳島市の徳島ワシントンホテルで開催されました。役員改選が審議され、新理事および監事（ともに任期二年）が選任されました。また平成二十六年事業報告、同決算が承認され、平成二十七年事業計画案、同予算案がそれぞれ決定されました。総会終了後、作家で高野山真言宗の僧侶でもある家田荘子さんの講演が行われました。

戦没者慰霊奉納阿波踊り

八月十五日、平和記念塔・パゴダの前の広場で無双連による奉納阿波踊りが行われました。阿波踊りに先立って、パゴダ三階の仏舍利・戦没者位牌の前において戦没者追悼法要が行われ、関係者が参列されました。法要の後、正午に合わせて全員が黙とうを捧げました。その後、約百人が見守る中パゴダ前の広場において、無双連による慰霊のための奉納阿波踊りが行われ、同時に読経を行い戦没者の追悼を行いました。



県仏事務局からのお知らせ

県仏教会の慶弔規定がありますので、左記に該当することがございましたら、事務局までご連絡ください。

- 慶事
- 一 御住職の結婚（住職に限る）
 - 二 本堂の新築及び改築
- 弔事
- 一 御住職の遷化（住職に限る）



仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト

株式会社 **ぶつだんのもり**



0120-48-1115 本店

www.b-mori.co.jp

上記ホームページもしくは、右記ワードで **楽天市場 ぶつだんのもり** で検索

もくりんのブログ <http://b-mori.blogspot.jp/>